

九十一 一絨毛膜性双胎妊娠において発症した双胎間輸血症候群に対する内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術（双胎間輸血症候群に罹患した一絨毛膜性双胎妊娠の症例（妊娠十六週から二十六週に限る。）に係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

(1) 専ら小児科又は産科に従事していること。

(2) 日本産科婦人科学会の認定する産婦人科専門医であること。

(3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。

(4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師及び当該療養の補助を行う医師としてそれぞれ五例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

(1) 当該療養を主として実施する医師が専ら産科に従事している場合にあつては産科、小児科及び麻酔科を、当該療養を主として実施する医師が専ら小児科に従事している場合にあつては小児科及び麻酔科を標榜していること。

(2) 当該療養を実施する診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

(3) 麻酔科及び小児科において、医師が配置されていること。

(4) 臨床工学技士が配置されていること。

(5) 当該療養を実施する診療科において、当該療養が整備されていること。

(6) 緊急の場合における手術を実施する体制が整備されていること。

(7) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

(8) 医療機器の保守管理を行う体制が整備されていること。

(9) 倫理委員会が設置されていること。

(10) 医療安全管理委員会が設置されていること。

(11) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。

九十二 カラー蛍光観察システム下気管支鏡検査及び光線力学療法（肺がん又は気管支前がん病変に係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

(1) 専ら呼吸器科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有していること。

(2) 日本呼吸器内視鏡学会の認定する気管支鏡専門医であること。

(3) 当該療養について三年以上の経験を有していること。

(4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師及び補助を行う医師としてそれぞれ十例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

(1) 呼吸器科を標榜していること。

(2) 当該療養を実施する診療科において、常勤の医師が三名以上配置されていること。

(3) 病床を有していること。

(4) 当直体制が整備されていること。

(5) 緊急の場合における手術を実施する体制が整備されていること。

(6) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

(7) 医療機器の保守管理を行う体制が整備されていること。

(8) 倫理委員会が設置されていること。

(9) 医療安全管理委員会が設置されていること。

(10) 当該療養について三十例以上の症例を実施していること。

(11) 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を三十例実施するまでの間は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。

3 前項各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める医療及び施設基準

○厚生労働省告示第五百七十五号
厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成十八年厚生労働省告示第五百七十四号）第三項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める医療及び施設基準を次のように定め、平成十八年十月一日から平成二十年三月三十一日まで適用する。
平成十八年九月二十九日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療及び施設基準

一 内視鏡下頸部良性腫瘍摘出術（頸部良性腫瘍に係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

(1) 専ら外科又は耳鼻いんこう科に従事していること。

(2) 日本外科学会の認定する外科専門医又は日本耳鼻咽喉科学会の認定する耳鼻咽喉科専門医であること。

(3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。

(4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師及び当該療養の補助を行う医師としてそれぞれ十例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

(1) 外科又は耳鼻いんこう科、及び麻酔科を標榜していること。

(2) 当該療養を実施する診療科において、常勤の医師が三名以上配置されていること。

(3) 麻酔科において、医師が配置されていること。

(4) 病理の検査を実施する部門が設置され、専ら病理の診断を実施する医師が配置されていること。

(5) 当該療養を実施する診療科において、当直体制が整備されていること。

(6) 緊急の場合における手術を実施する体制が整備されていること。

(7) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

(8) 医療機器の保守管理を行う体制が整備されていること。

(9) 倫理委員会が設置されていること。

(10) 医療安全管理委員会が設置されていること。

(11) 当該療養について十例以上の症例を実施していること。

(12) 地方社会保険事務局長が届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下「届出月」という。）から起算して六月が経過するまでの間又は届出以後（以下「届出後」という。）当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。

二 悪性黒色腫におけるセンチネルリンパ節の遺伝子診断の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

(1) 専ら皮膚科に従事していること。

(2) 日本皮膚科学会の認定する皮膚科専門医であること。

(3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。

(4) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

(1) 皮膚科、放射線科及び麻酔科を標榜していること。

(2) 当該療養を実施する診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

(3) 放射線科及び麻酔科において、医師が配置されていること。

(4) 病理の検査を実施する部門が設置され、専ら病理の診断を実施する医師が配置されていること。

(5) 薬剤師が配置されていること。

(6) 当該療養を実施する診療科において、当直体制が整備されていること。

(7) 緊急の場合における手術を実施する体制が整備されていること。

(8) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

(9) 医療機器の保守管理を行う体制が整備されていること。

(10) 医療安全管理委員会が設置されていること。

(11) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。

三 腫瘍性病変及び骨粗鬆症に伴う骨脆弱性病変に対する経皮的骨形成術（転移性骨腫瘍、骨粗鬆症による脊椎骨折又は難治性疼痛を伴う椎体圧迫骨折若しくは臼蓋骨折に係るものに限る。）の施設基準

イ 主として実施する医師に係る基準

(1) 専ら整形外科又は放射線科に従事していること。

(2) 日本整形外科学会の認定する整形外科専門医又は日本医学放射線学会の認定する放射線科専門医であること。

(3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。

(4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師及び当該療養の補助を行う医師としてそれぞれ五例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準

- (1) 整形外科又は放射線科、及び麻酔科を標榜していること。
 - (2) 当該療養を実施する診療科において、常勤の医師が三名以上配置されていること。
 - (3) 麻酔科において、医師が配置されていること。
 - (4) 理学療法士が配置されていること。
 - (5) 当該療養を実施する診療科において、当直体制が整備されていること。
 - (6) 緊急の場合における手術を実施する体制が整備されていること。
 - (7) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
 - (8) 当該療養の実施後に化学療法その他の治療を行う体制が整備されていること。ただし、当該療養を実施する保険医療機関以外の保険医療機関と協力することにより、当該体制を整備しても差し支えないこと。
 - (9) 医療機器の保守管理を行う体制が整備されていること。
 - (10) 倫理委員会が設置されていること。
 - (11) 医療安全管理委員会が設置されていること。
 - (12) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。
 - (13) 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。
- 四 悪性黒色腫又は乳がんにおけるセンチネルリンパ節の同定と転移の検索の施設基準
- イ 主として実施する医師に係る基準
- (1) 専ら外科又は皮膚科に従事していること。
 - (2) 日本乳癌学会の認定する乳腺専門医又は日本皮膚科学会の認定する皮膚科専門医であること。
 - (3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。
 - (4) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。
- ロ 保険医療機関に係る基準
- (1) 外科又は皮膚科並びに放射線科及び麻酔科を標榜していること。
 - (2) 当該療養を実施する診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

ロ 放射線科及び麻酔科において、医師が配置されていること。

- (3) 病理の検査を実施する部門が設置され、専ら病理の診断を実施する医師が配置されていること。
 - (4) 薬剤師が配置されていること。
 - (5) 当該療養を実施する診療科において、当直体制が整備されていること。
 - (6) 緊急の場合における手術を実施する体制が整備されていること。
 - (7) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
 - (8) 当該療養の実施後に化学療法その他の治療を行う体制が整備されていること。ただし、当該療養を実施する保険医療機関以外の保険医療機関と協力することにより、当該体制を整備しても差し支えないこと。
 - (9) 医療機器の保守管理を行う体制が整備されていること。
 - (10) 医療安全管理委員会が設置されていること。
 - (11) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。
 - (12) カフェイン併用化学療法（骨肉腫、悪性線維性組織球腫、滑膜肉腫又は明細胞肉腫その他の骨軟部悪性腫瘍に係るものに限る。）の施設基準
 - イ 主として実施する医師に係る基準
 - (1) 専ら整形外科に従事していること。
 - (2) 日本整形外科学会の認定する整形外科専門医であること。
 - (3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。
 - (4) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。
- ロ 保険医療機関に係る基準
- (1) 整形外科及び麻酔科を標榜していること。
 - (2) 当該療養を実施する診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
 - (3) 麻酔科において、医師が配置されていること。
 - (4) 病理の検査を実施する部門が設置され、専ら病理の診断を実施する医師が配置されていること。
 - (5) 当該療養を実施する診療科において、当直体制が整備されていること。
 - (6) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
 - (7) 緊急の場合における手術を実施する体制が整備されていること。ただし、当該療養を実施する保険医療機関以外の保険医療機関と協力することにより、当該体制を整備しても差し支えないこと。

ロ 医療機器の保守管理を行う体制が整備されていること。

- (8) 倫理委員会が設置されていること。
 - (9) 医療安全管理委員会が設置されていること。
 - (10) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。
 - (11) 胎児尿路・羊水腔シャント術（プルーン・ベリー症候群その他の胎児閉塞性尿路疾患に係るものに限る。）の施設基準
 - イ 主として実施する医師に係る基準
 - (1) 専ら小児科又は産科に従事していること。
 - (2) 日本産科婦人科学会の認定する産婦人科専門医であること。
 - (3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。
 - (4) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。
- ロ 保険医療機関に係る基準
- (1) 小児科、産科及び麻酔科を標榜していること。
 - (2) 当該療養を実施する診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
 - (3) 小児科、産科及び麻酔科において、医師が配置されていること。
 - (4) 当該療養を実施する診療科において、当直体制が整備されていること。
 - (5) 緊急の場合における手術を実施する体制が整備されていること。
 - (6) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
 - (7) 医療機器の保守管理を行う体制が整備されていること。
 - (8) 倫理委員会が設置されていること。
 - (9) 医療安全管理委員会が設置されていること。
 - (10) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。
- 七 筋過緊張に対する muscle afferent block (MAB) 治療（ジストニア、痙攣麻痺その他の局所の筋過緊張を呈する病態に係るものに限る。）の施設基準
- イ 主として実施する医師に係る基準
- (1) 専ら内科又は神経内科に従事していること。
 - (2) 日本神経学会の認定する神経内科専門医であること。

ロ 当該療養について五年以上の経験を有すること。

- (3) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。
 - (4) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。
 - (5) 内科又は神経内科、及び麻酔科を標榜していること。
 - (6) 当該療養を実施する診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
 - (7) 麻酔科において、医師が配置されていること。
 - (8) 病理の検査を実施する部門が設置され、専ら病理の診断を実施する医師が配置されていること。
 - (9) 当該療養を実施する診療科において、当直体制が整備されていること。
 - (10) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
 - (11) 緊急の場合における手術を実施する体制が整備されていること。ただし、当該療養を実施する保険医療機関以外の保険医療機関と協力することにより、当該体制を整備しても差し支えないこと。
 - (12) 医療機器の保守管理を行う体制が整備されていること。
 - (13) 倫理委員会が設置されていること。
 - (14) 医療安全管理委員会が設置されていること。
 - (15) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。
- 八 胸部悪性腫瘍に対するラジオ波焼灼療法（胸部悪性腫瘍（従来の外科的治療法の実施が困難なもの又は外科的治療法の実施により根治性が期待できないものに限る。）に係るものに限る。）の施設基準
- イ 主として実施する医師に係る基準
- (1) 専ら呼吸器外科に従事していること。
 - (2) 日本胸部外科学会及び日本呼吸器外科学会の認定する呼吸器外科専門医であること。
 - (3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。
 - (4) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。ただし、当該療養を主として実施する医師及び当該療養の補助を行う医師としてそれぞれ十例以上の症例を実施していること。
- ロ 保険医療機関に係る基準
- (1) 呼吸器外科、放射線科及び麻酔科を標榜していること。

- 九 腎悪性腫瘍に対するラジオ波焼灼療法（腎悪性腫瘍（従来の外科的治療法の実施が困難なもの又は外科的治療法の実施により根治性が期待できないものに限る）に係るものに限る）の施設基準
- イ 主として実施する医師に係る基準
- (1) 専ら泌尿器科に従事していること。
 - (2) 日本泌尿器科学会の認定する泌尿器科専門医であること。
 - (3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。
 - (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師及び当該療養の補助を行う医師としてそれぞれ十例以上の症例を実施していること。
- ロ 保険医療機関に係る基準
- (1) 泌尿器科、放射線科及び麻酔科を標榜していること。
 - (2) 当該療養を実施する診療科において、常勤の医師が三名以上配置されていること。
 - (3) 放射線科及び麻酔科において、医師が配置されていること。

- 十 樹状細胞及び腫瘍抗原ペプチドを用いたがんワクチン療法（腫瘍抗原を発現する消化管悪性腫瘍（食道がん、胃がん又は大腸がん）、進行再発乳がん又は原発性若しくは転移性肺がんに係るものに限る）の施設基準
- イ 主として実施する医師に係る基準
- (1) 専ら外科又は消化器科に従事していること。
 - (2) 日本消化器外科学会の認定する消化器外科専門医であること。
 - (3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。
 - (4) 当該療養について三例以上の症例を実施していること。
- ロ 保険医療機関に係る基準
- (1) 外科又は消化器科を標榜していること。
 - (2) 当該療養を実施する診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
 - (3) 病理の検査を実施する部門が設置され、専ら病理の診断を実施する医師が配置されていること。
 - (4) 適切な細胞培養施設を有していること。
 - (5) 専任の細胞培養を担当する者及び品質管理を担当する者が配置されていること。
 - (6) 当該療養を実施する診療科において、当該療養が実施されていること。

- 十一 内視鏡下甲状腺がん手術（手術の実施後、予後の良い甲状腺乳頭がんに係るものに限る）の施設基準
- イ 主として実施する医師に係る基準
- (1) 専ら外科又は耳鼻いんこう科に従事していること。
 - (2) 日本外科学会の認定する外科専門医又は日本耳鼻咽喉科学会の認定する耳鼻咽喉科専門医であること。
 - (3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。
 - (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師及び当該療養の補助を行う医師としてそれぞれ十例以上の症例を実施していること。
- ロ 保険医療機関に係る基準
- (1) 外科又は耳鼻いんこう科、及び麻酔科を標榜していること。
 - (2) 当該療養を実施する診療科において、常勤の医師が三名以上配置されていること。
 - (3) 麻酔科において、医師が配置されていること。
 - (4) 病理の検査を実施する部門が設置され、専ら病理の診断を実施する医師が配置されていること。
 - (5) 当該療養を実施する診療科において、当該療養が実施されていること。
 - (6) 緊急の場合における手術を実施する体制が整備されていること。
 - (7) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

- 十二 骨腫瘍のCT透視ガイド下経皮的ラジオ波焼灼療法（転移性骨腫瘍で既存の治療法により制御不良なもの又は類骨腫（診断の確実なものに限る）に係るものに限る）の施設基準
- イ 主として実施する医師に係る基準
- (1) 専ら整形外科に従事していること。
 - (2) 日本整形外科科学会の認定する整形外科専門医であること。
 - (3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。
 - (4) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師及び当該療養の補助を行う医師としてそれぞれ十例以上の症例を実施していること。
- ロ 保険医療機関に係る基準
- (1) 整形外科、放射線科及び麻酔科を標榜していること。
 - (2) 当該療養を実施する診療科において、常勤の医師が三名以上配置されていること。
 - (3) 放射線科及び麻酔科において、医師が配置されていること。
 - (4) 病理の診断を行う部門が設置され、専ら病理の診断を実施する医師が配置されていること。
 - (5) 臨床工学技士が配置されていること。
 - (6) 当該療養を実施する診療科において、当該療養が実施されていること。
 - (7) 緊急の場合における手術を実施する体制が整備されていること。
 - (8) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
 - (9) 医療機器の保守管理を行う体制が整備されていること。
 - (10) 倫理委員会が設置されていること。
 - (11) 医療安全管理委員会が設置されていること。

- (12) 当該療養について十例以上の症例を実施していること。
- (13) 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。
- 十三 下肢静脈瘤に対する血管内レーザー治療法（二次性下肢静脈瘤に係るものに限る。）の施設基準
 - イ 主として実施する医師に係る基準
 - (1) 専ら外科又は心臓血管外科に従事していること。
 - (2) 日本胸郭外科学会、日本血管外科学会及び日本心臓血管外科学会の認定する心臓血管外科専門医であること。
 - (3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。
 - (4) 当該療養について十例以上の症例を実施していること。
 - ロ 保険医療機関に係る基準
 - (1) 外科又は心臓血管外科及び麻酔科を標榜していること。
 - (2) 当該療養を実施する診療科において、常勤の医師が三名以上配置されていること。
 - (3) 麻酔科において、医師が配置されていること。
 - (4) 臨床工学技士が配置されていること。
 - (5) 当該療養を実施する診療科において、当直体制が整備されていること。
 - (6) 緊急の場合における手術を実施する体制が整備されていること。
 - (7) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
 - (8) 医療機器の保守管理を行う体制が整備されていること。
 - (9) 医療安全管理委員会が設置されていること。
 - (10) 当該療養について十例以上の症例を実施していること。
 - (11) 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。

- 十四 胎児胸腔・羊水腔シャントチューブ留置術（特異性又は既知の胎児先天性感染による胸水を主たる徴候とする非免疫性胎児水腫症（NIFH）例であつて、胸腔穿刺後一週間以降に胸水の再貯留が認められるもの（妊娠二十週から三十四週未満に限る。）に係るものに限る。）の施設基準
 - イ 主として実施する医師に係る基準
 - (1) 専ら小児科又は産科に従事していること。
 - (2) 日本産科婦人科学会の認定する産婦人科専門医であること。
 - (3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。
 - (4) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。
 - ロ 保険医療機関に係る基準
 - (1) 小児科、産科及び麻酔科を標榜していること。
 - (2) 当該療養を実施する診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
 - (3) 小児科、産科及び麻酔科において、医師が配置されていること。
 - (4) 当該療養を実施する診療科において、当直体制が整備されていること。
 - (5) 緊急の場合における手術を実施する体制が整備されていること。
 - (6) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
 - (7) 医療機器の保守管理を行う体制が整備されていること。
 - (8) 倫理委員会が設置されていること。
 - (9) 医療安全管理委員会が設置されていること。
 - (10) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。
 - (11) 早期胃がんに対する腹腔鏡下センチネルリンパ節検索の施設基準
 - イ 主として実施する医師に係る基準
 - (1) 専ら消化器科又は外科に従事していること。
 - (2) 日本消化器外科学会の認定する消化器外科専門医であること。
 - (3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。
 - (4) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。

- ロ 保険医療機関に係る基準
 - (1) 消化器科又は外科並びに放射線科及び麻酔科を標榜していること。
 - (2) 当該療養を実施する診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
 - (3) 放射線科及び麻酔科において、医師が配置されていること。
 - (4) 病理の検査を実施する部門が設置され、専ら病理の診断を実施する医師が配置されていること。
 - (5) 薬剤師が配置されていること。
 - (6) 当該療養を実施する診療科において、当直体制が整備されていること。
 - (7) 緊急の場合における手術を実施する体制が整備されていること。
 - (8) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
 - (9) 医療機器の保守管理を行う体制が整備されていること。
 - (10) 医療安全管理委員会が設置されていること。
 - (11) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。
- 十六 副甲狀腺内活性型ビタミンD（アナログ）直接注入療法（二次性副甲狀腺機能亢進症に係るものに限る。）の施設基準
 - イ 主として実施する医師に係る基準
 - (1) 専ら内科又は泌尿器科に従事していること。
 - (2) 日本内分泌学会の認定する内分泌代謝科専門医又は日本泌尿器科学会の認定する泌尿器科専門医であること。
 - (3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。
 - (4) 当該療養について五例以上の症例を実施していること。
 - ロ 保険医療機関に係る基準
 - (1) 内科又は泌尿器科及び麻酔科を標榜していること。
 - (2) 当該療養を実施する診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
 - (3) 麻酔科において、医師が配置されていること。
 - (4) 臨床工学技士が配置されていること。
 - (5) 当該療養を実施する診療科において、当直体制が整備されていること。
 - (6) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

- (7) 緊急の場合における手術を実施する体制が整備されていること。ただし、当該療養を実施する保険医療機関以外の保険医療機関と協力することにより、当該体制を整備しても差し支えないこと。
- (8) 医療機器の保守管理を行う体制が整備されていること。
- (9) 倫理委員会が設置されていること。
- (10) 医療安全管理委員会が設置されていること。
- 十七 自己腫瘍（組織）を用いた活性化自己リンパ球移入療法（がん性の胸水、腹水又は進行がんに係るものに限る。）の施設基準
 - イ 主として実施する医師に係る基準
 - (1) 専ら内科、呼吸器科、消化器科又は外科に従事していること。
 - (2) 日本血液学会の認定する血液専門医であること。
 - (3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。
 - (4) 当該療養について二十例以上の症例を実施していること。
 - ロ 保険医療機関に係る基準
 - (1) 内科、呼吸器科、消化器科又は外科を標榜していること。
 - (2) 当該療養を実施する診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
 - (3) 適切な細胞培養施設を有していること。
 - (4) 専任の細胞培養を担当する者及び品質管理を担当する者が配置されていること。
 - (5) 当該療養を実施する診療科において、当直体制が整備されていること。
 - (6) 緊急の場合における手術を実施する体制が整備されていること。
 - (7) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
 - (8) 医療機器の保守管理を行う体制が整備されていること。
 - (9) 倫理委員会が設置されていること。
 - (10) 医療安全管理委員会が設置されていること。
 - (11) 当該療養について二十例以上の症例を実施していること。
 - (12) 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。

十八 自己屈瘍(組織)及び樹状細胞を用いた活性化自己リンパ球移入療法(がん性の胸水、腹水又は進行がんに係るものに限る。)の施設基準イ 主として実施する医師に係る基準

- (1) 専ら内科、呼吸器科、消化器科又は外科に従事していること。
(2) 日本血液学会の認定する血液専門医であること。
(3) 当該療養について五年以上の経験を有すること。
(4) 当該療養について二十例以上の症例を実施していること。

ロ 保険医療機関に係る基準
(1) 内科、呼吸器科、消化器科又は外科を標榜していること。
(2) 当該療養を実施する診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

厚生労働省告示第五百七十六号
健康保険法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第百二号)附則第十八条の規定により読み替えて適用される同法附則第十六条第四項及び第九項並びに関係法令の規定に基づき、平成十八年厚生労働省告示第百七十五号(平成十八年度における老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に關して厚生労働大臣が定める率及び額を公示する件)の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日
表改正省令附則第五十一條第二号イに規定する平成十八年度一件当たり審査支払事務費の項中「平成十八年度」の下に「前期」を、「特定承認保険医療機関」の下に「健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)第一条の規定による改正前の健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十六條第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関をいう。以下同じ。」を加え、同項の次に次の一項を加える。

Table with 3 columns: 改正省令附則第五十一條第一号ロ(国民健康保険を行う市町村及び国民健康保険組合に係るもの), 改正省令附則第五十一條第一号イ(国民健康保険を行う市町村及び国民健康保険組合に係るもの), 改正省令附則第五十一條第一号ハ(国民健康保険を行う市町村及び国民健康保険組合に係るもの)

表改正省令附則第五十一條第二号に規定する率の項中「(旧老人保健施設療養費の支給に係るものに限る。以下同じ。)」を削る。

- (5) 当該療養を実施する診療科において、当直体制が整備されていること。
(6) 緊急の場合における手術を実施する体制が整備されていること。
(7) 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
(8) 医療機器の保守管理を行う体制が整備されていること。
(9) 倫理委員会が設置されていること。
(10) 医療安全管理委員会が設置されていること。

厚生労働大臣 柳澤 伯夫
(11) 当該療養について二十例以上の症例を実施していること。
(12) 届出月から起算して六月が経過するまでの間は、一月に一回、地方社会保険事務局長に対し当該療養の実施状況について報告すること。

厚生労働省告示第五百七十七号
医療等以外の保健事業の実施の基準(昭和五十七年厚生省告示第百八十五号)の規定に基づき、健康手帳の医療の受給資格を証するページ及び医療の記録に係るページの様式(昭和五十七年厚生省告示第百九十二号)の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。ただし、同日において現在ある改正前の様式による健康手帳及びその用紙については、当分の間、これを使用することができる。

平成十八年九月二十九日
備考の二中、「特定承認保険医療機関」を削る。
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

厚生労働省告示第五百七十八号
国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第二十九条の四第一項第二号の規定に基づき、国民健康保険法施行令第二十九條の四第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養(平成十四年厚生労働省告示第百九十五号)の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日
第三号中「又は特定承認保険医療機関」を削る。
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

厚生労働省告示第五百七十九号
介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第八十三条の二第七号の規定に基づき、介護保険法施行規則第八十三條の二第七号の規定に基づき厚生大臣が定める給付(平成十二年厚生省告示第百九十三号)の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日
第一号中「第十八條第四項」を「第十八條第二項」に改め、第十号中「指定訪問介護をいう。」の下に「指定介護予防訪問介護(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に關する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号)第四条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。及び指定夜間対応型訪問介護(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に關する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第四条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。))」を加える。

厚生労働大臣 柳澤 伯夫
介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第九十八條第九号の規定に基づき、介護保険法施行規則第九十八條第九号の規定に基づき厚生大臣が定める給付(平成十二年厚生省告示第百九十五号)の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日
第一号中「第十八條第四項」を「第十八條第二項」に改める。
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

厚生労働省告示第五百八十一号
介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に關する省令(平成十二年厚生省令第二十号)第一条第二項第六号の規定に基づき、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に關する省令第一条第二項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療又は介護に關する給付(平成十二年厚生省告示第百八十六号)の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日
第八号中「指定訪問介護をいう。」の下に「指定介護予防訪問介護(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に關する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号)第四条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。及び指定夜間対応型訪問介護(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に關する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第四条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。))」を加える。

厚生労働大臣 柳澤 伯夫
労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号)第五十四条の規定に基づき、昭和三十五年労働省告示第十号(労働者災害補償保険法の施行に關する事務に使用する文書の様式を定める件)の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月二十九日
様式第十六号の二の二(表面)及び(裏面)を次のように改める。
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

厚生労働大臣 柳澤 伯夫